甲種防火管理講習案内書

消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）第３条第１項イの規定に基づく甲種防火対象物の防火管理に関する講習（甲種防火管理講習）を次のとおり実施します。

１　講習日
令和９年２月３日（水）及び２月４日（木）の２日間

２　講習時間
１日目 午前９時４０分から午後４時２０分まで
２日目 午前９時４０分から午後４時まで
（受付１日目及び２日目とも午前９時２０分から午前９時４０分まで）

３　講習会場
海部東部消防組合消防本部 ２階講堂

４　受講対象者
あま市、大治町に在住又は在勤で甲種防火管理者の資格取得を希望される方

５　受講定員
３０名

６　受講費用（テキスト代金）
３，５００円

７　講習科目
防火管理の意義と制度の概要、火災の現象、出火防止と収容人員の管理、危険物等の安全管理、地震対策、施設・設備の維持管理、自衛消防、防火管理の進め方と消防計画、実技（消火器の取扱い）、効果測定等

８　講習科目の一部免除
次のいずれかの資格を有する方は、希望により「防火管理の意義と制度の概要」の免除が受けられます。
（講習科目の一部免除が受けられる資格）
・（特殊・一種・二種）消防設備点検資格者
・自衛消防業務講習（新規・追加）修了者
※ 講習科目の一部免除を希望する方は、受講申込時の申請が必要となります。
※ 講習科目の一部免除を希望された場合においても講習科目の受講は可能ですが、途中の入退室はできませんのでご注意ください。

９　修了証の交付
２日間にわたる甲種防火管理講習のすべての科目を受講した方に修了証を交付します。
※受講時間に遅刻された方、途中で早退された方、１日目又は２日目のみ受講された方には修了証は交付されませんのでご注意ください。

１０　受講申込方法
令和８年１１月２４日（火）から１２月２５日（金）までに防火管理者講習受講申込書を海部東部消防組合消防本部予防課まで提出してください。なお、防火管理講習申込書の写真欄に写真縦４㎝、横３㎝を貼付してください。（写真は無帽子・無背景の

顔写真とし、裏には氏名を記載してください。）なお、講習科目の一部免除を申請される方は、資格を証明する写しの提出をお願いします。

※ 受講申込期間内に受講定員に達したときは、その時点で申込みを終了とさせていただきますのでご了承ください。

※ 受付の際に受講料（テキスト代金）の払込取扱票を渡しますので、必ず申込期間中に指定の機関で振込みしてください。

※ 振込み手数料は受講者様のご負担となりますのでご了承ください。

※ 防火管理者講習受講申込書は、海部東部消防組合消防本部、消防署、北分署及び南分署においてあります。また、海部東部消防組合ホームページからもダウンロード可能となっております。

１１　講習の延期もしくは講習の中止について

講習当日の午前７時３０分の時点であま市及び大治町に次の気象情報等が発令されているときは講習を中止し、講習を予備日に延期いたします。ただし、２月４日（木）を中止した場合のみ予備日の初日に２日目の講習を実施します。（予備日 令和９年２月９日（火）及び２月１０日（水）の２日間とします。）

・レベル３大雨警報、レベル３氾濫警報、暴風警報の発令

・南海トラフ地震臨時情報の発令

・国民保護計画に基づき武力攻撃事態等の状況に応じて整備される体制において、組合市町が緊急事態連絡室体制となったとき

１２　感染防止対策について

（１）発熱等の症状のある方は、講習を控えていただくようお願いします。

（２）講習中、会場内は空調設備等により換気をいたします。

（３）講習会場では空席を設けるなどして受講者の間隔を空けます。

１３　その他

（１）　受講者の都合等により講習会を欠席する場合は（０５２）４４２－１５１３までご連絡下さい。（予備日も含む）なお、主催者側の都合により開講できない場合は受講予定の皆様にご連絡いたします。

（２）　お車でお越しの場合は、海部東部消防組合北側河川敷駐車場もしくは海部東部消防組合職員駐車場をご利用ください。

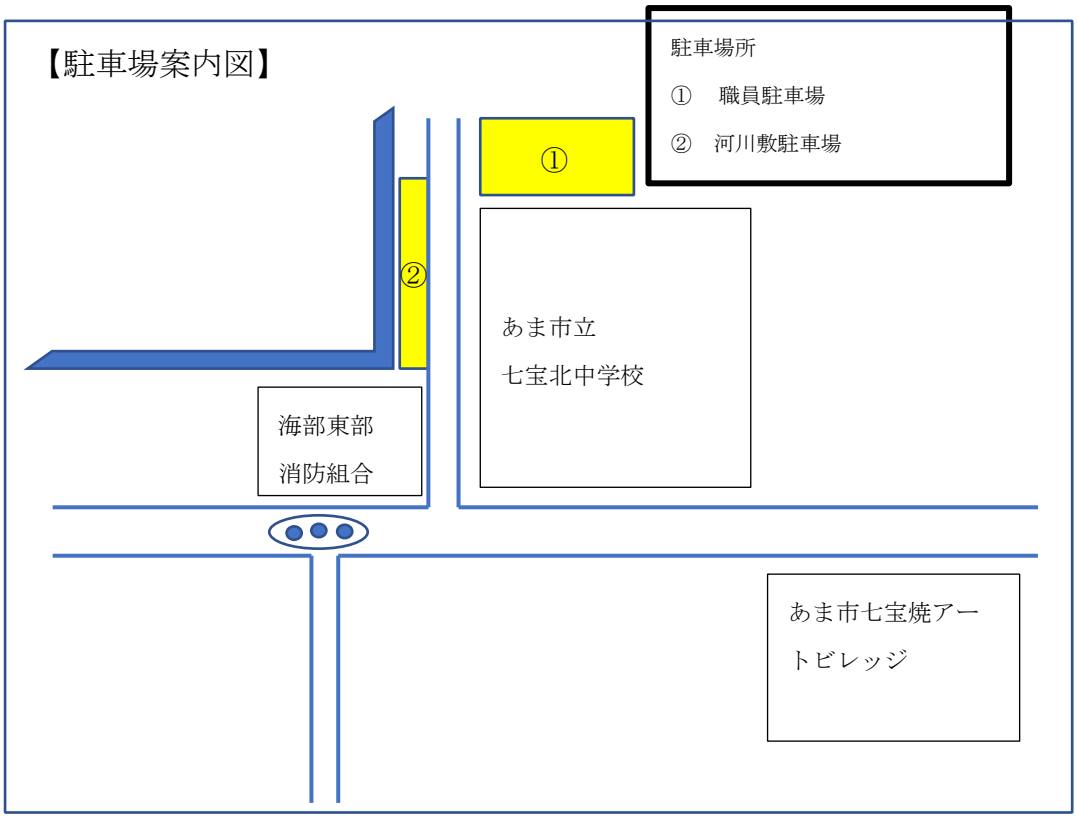
（３）　昼食は各自でご持参して頂くか、最寄りの飲食店等で済ませてください。

（４）　効果測定中はテキストや資料等を見るなどの不正行為は禁止しております。なお、不正行為を発見した時は、講習修了と認められない場合があります。

（５）　講習申込書に記載された個人情報は、名簿の作成及びデーターベースの作成に利用し、それ以外の目的には使用しません。

（６）　災害等により、やむを得ず講習会を中止する場合がありますのでご了承ください。

中止の場合は、海部東部消防組合ホームページの掲載等でお知らせします。受講の皆様は講習日前には必ずご確認ください。



【問い合わせ先】
海部東部消防組合消防本部 予防課 建築指導係電話 ０５２－４４２－１５１３（直通）